

平成31年1月4日

ご利用者各位

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団
京都コンサートホール
(担当：管理課 薩摩)
電話：075-711-2980

ピアノ技術料一部改訂について

平素は、京都コンサートホールをご利用いただき有り難うございます。

さて、当ホールでは平成7年の開館より23年間、ピアノ技術料を現行の料金でご提供してまいりましたが、当ホールがピアノ調律等を委託しております事業者様より、ご利用者様の調律へのニーズの多様化や、人件費の上昇等により、技術料を改定したいとの要望がありました。

これを受け、当ホールといたしましても慎重に検討を重ねました結果、誠に心苦しいことではございますが、以下の通りピアノ技術料の一部改訂を実施させていただくこととなりました。

今後とも皆様へ最適な音楽環境を提供できるよう取組を進めて参りますので、何卒ご理解の上、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

○改定実施日 平成31年1月4日 公演分より

○改定内容 (税抜)

項 目		現 行	新 料 金
外部調律※1 立会い料 (外部調律師終了まで)	立会い料(1時間あたり)	2,700円	4,000円
当日基本調整料※2 (前日調律+当日立会いの場合)		新 設	5,000円
特殊調律料	標準ピッチA=442Hz以外※3	基本調律料のみ	基本調律料+ 戻し調律料
	ピッチA=440~443Hz以外	基本調律料+ 戻し調律料	基本調律料×1.5 +戻し調律料

※1 外部調律立会い料とは、ご利用者様が当ホールの委託業者以外の調律師に調律を依頼された場合、当ホールの委託業者の立会い料のことです。

※2 前日調律+当日立会いの場合、現行では料金設定がなく、前日に調律を行うことしかできませんでしたが、前日の基本調律料(現行通り)+当日基本調整料(新設)+立会い料(現行通り)で、当日の立会いを行うことが可能となります。

※3 標準ピッチA=442Hz以外(但し、A=440~443Hz以外)を指定された場合は、公演終了後に**戻し調律が必要**となり、基本調律料(現行通り)+戻し調律料(基本調律料と同額)が必要となります。